

平成17年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成17年3月25日（金曜日）
午後2時15分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第16号 美唄市部設置条例の一部改正の件の撤回の件
- 第3 委員長報告
 - 1 議案第15号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件（総務）
 - 2 議案第17号 美唄市個人情報保護条例の一部改正の件（総務）
 - 3 議案第18号 美唄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件（総務）
 - 4 議案第19号 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件（総務）
 - 5 議案第20号 アルテピアッツァ美唄整備基金条例制定の件（総務）
 - 6 議案第21号 アルテピアッツァ美唄設置条例の一部改正の件（総務）
 - 7 議案第22号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務）
 - 8 議案第23号 美唄市税条例の一部改正の件（民生）
 - 9 議案第24号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件（民生）
 - 10 議案第25号 美唄市立し尿処理場の使用に関する協定廃止の件（民生）
 - 11 議案第26号 美唄市パークゴルフ場

- 条例制定の件（経済建設）
- 12 議案第27号 美唄市体験交流施設条例の一部改正の件（経済建設）
- 13 議案第28号 市道路線の認定及び廃止の件（経済建設）
- 14 議案第29号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件（過疎地域自立促進市町村計画審査特別）
- 15 議案第30号 平成16年度美唄市一般会計補正予算（第5号）（予算審査特別）
- 16 議案第31号 平成16年度美唄市下水道会計補正予算（第3号）（予算審査特別）
- 17 議案第32号 平成16年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 18 議案第4号 平成17年度美唄市一般会計予算（予算審査特別）
- 19 議案第5号 平成17年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別）
- 20 議案第6号 平成17年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別）
- 21 議案第7号 平成17年度美唄市老人保健会計予算（予算審査特別）
- 22 議案第8号 平成17年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別）
- 23 議案第9号 平成17年度美唄市土地区画整理事業会計予算（予算審査特別）
- 24 議案第10号 平成17年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別）
- 25 議案第11号 平成17年度美唄市介

	護サービス事業会計予算（予算審査特別）	議 長	中 西 勇 夫 君
		副議長	吉 田 栄 君
26	議案第12号 平成17年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別）	1 番	吉 岡 文 子 君
		2 番	広 島 雄 偉 君
27	議案第13号 平成17年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別）	3 番	五十嵐 聡 君
		4 番	白 木 優 志 君
28	議案第14号 平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別）	5 番	小 関 勝 教 君
		6 番	福 庄 計 夫 君
		7 番	土 井 敏 興 君
第 4	議案第35号 平成16年度美唄市一般会計補正予算（第6号）	8 番	谷 内 八重子 君
		9 番	長谷川 吉 春 君
第 5	議案第33号 財政調整基金使用の件	10 番	米 田 良 克 君
第 6	議案第34号 財政調整基金の一部積立て停止の件	11 番	古 関 充 康 君
		12 番	矢 部 正 義 君
第 7	承認第1号 総務委員会所管事務調査の件	13 番	谷 村 孝 一 君
		14 番	川 本 政 芳 君
第 8	承認第2号 民生委員会所管事務調査の件	15 番	内馬場 克 康 君
		16 番	本 郷 幸 治 君
第 9	承認第3号 経済建設委員会所管事務調査の件	18 番	紫 藤 政 則 君
		19 番	荘 司 光 雄 君
第10	承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件	20 番	林 国 夫 君
		22 番	長 岡 正 勝 君
第11	意見書案第1号 「食料・農業・農村基本計画」の見直しと「米政策改革」を転換し食の安全・安心による稲作経営を守るための意見書	◎出席説明員	
		市 長	桜 井 道 夫 君
		助 役	佐 藤 昭 雄 君
第12	意見書案第2号 国立大学授業料の値上げの中止を求める意見書	総 務 部 長	板 東 知 文 君
		市 民 部 長	三 谷 純 一 君
第13	意見書案第3号 発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書	保健福祉部長兼福祉事務所長	
			安 田 昌 彰 君
第14	決議案第1号 美唄市自立推進等調査特別委員会設置に関する決議	経 済 部 長	天 野 修 二 君
		建 設 部 長	酒 巻 進 君
		水 道 部 長	加 藤 誠 君

◎出席議員（22名）

市立美唄病院事務局長

	堀川泰雄君
消 防 長	佐藤賢治君
総務部総務課長	奥山隆司君
総務部総務課総務係長	阿部良雄君

教育委員会委員長	阿部稔君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	吉田讓君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君

選挙管理委員会事務局長

稲村秀樹君

農業委員会会長職務代理者

佐藤博道君

農業委員会事務局長	秋場勝義君
-----------	-------

監 査 委 員	川村英昭君
監査事務局長	遠藤等君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	谷津敬一君
次 長	和田友子君
総 務 係 長	濱砂邦昭君

午後2時15分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

農業委員会会長西舘隆志君は公務のため欠席いたしますので、会長職務代理者佐藤博道

君が出席いたします。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6番 福庄計夫君

7番 土井敏興君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、議案第16号美唄市部設置条例の一部改正の件の撤回の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 議案第16号美唄市部設置条例の一部改正の件につきましては、総務委員会における真摯な質疑をいただいて、改めて組織機構のあり方について再考いたしたく考えております。

よって、提案を撤回いたしたく、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これより本件について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号美唄市部設置条例の一部改正の件の撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号美唄市部設置条例の一部改正の件の撤回の件については、これを承認することに決しました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件ないし順序28、議案第14号平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上28件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第15号ないし議案第22号の以上7件について、内馬場総務委員長。

●総務委員会委員長内馬場克康君（登壇）

ただいま議題となりました議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件、議案第17号美唄市個人情報保護条例の一部改正の件、議案第18号美唄市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件、議案第19号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件、議案第20号アルテピアッツァ美唄整備基金条例制定の件、議案第21号アルテピアッツァ美唄設置条例の一部改正の件及び議案第22号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上7件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日、委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げる前に、以下の点について理事者に要望いたします。

美唄市特別職の非常勤職員の報酬の件、美唄市郷土史料館入館料の件、アルテピアッツァ美唄使用料の件について、市民負担を伴うものについて、また非常勤職員等の報酬の改正に当たってはそれぞれ明確な考え方の上に立って基準を作成し、統一的に進めていただくよう総務委員会の総意として切に要望いたします。

次に、各議案審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

改正に当たる見直しの考え方、自立推進計画との整合性、今回額を改正する根拠、単価の削減にあわせて委員の数の見直しについての議論がなされたのかとの質疑に対し、厳しい財政状況の中で事務事業をはじめ経費について見直しをした。単価については、市の各委員会における単価の状況、全道、管内市町村の設定状況を勘案しながら定めた。委員の数のについては、各種委員会の主体性、自主性を考えながら、各委員会の議論を踏まえながら検討した。自立推進計画との関係では、基本的に見直しをしたものについては17年度予算に反映した。今後については、市民の意向、意見を踏まえ、協議をしながら見直しをしたいとの答弁がありました。

このような見直しは一斉にやるべきもので、抵抗の少ないところから、手のつけやすいところからやっているように感じる。説得力に欠けるのではないかと質疑に対し、他市町村との比較の中で比較的高いと思われるもの

を今回改正の対象にしたとの答弁がありました。

他の自治体との比較というが、どことどのように比べたのかとの質疑に対し、国保運営協議会委員の場合、高いところが札幌市で1万2,500円、低いところが夕張市で1,500円、空知管内平均で5,000円強。本市の場合は15年4月に5,000円としたが、財政状況を勘案しながら2,000円を減額しようとするものとの答弁がありました。

次に、議案第17号美唄市個人情報保護条例の一部改正の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

条例中、第34条の正当な理由とはどういうものを指すのか、また通常における情報の管理はどうしているのか、公務員の守秘義務についてとの質疑に対し、業務の中で個人情報を使う場合であっても保護審査会にかけて理由を認めてもらえばほかの部署で使うことができることが業務に使用する正当な理由で、これがない場合の罰則に規定を設けたもの。日常の情報の管理については、個人の端末にパスワードを設定して個人情報を閲覧、利用できる者を特定している。今回の改正では、これらを厳しくして外部に漏れることがないようにしようとするもの。

公務員の法令遵守については、地方公務員法で守るべきものがある。職員の資質によるものだが、所属長を通して周知徹底を図る。業務ごとのセキュリティポリシーは約90件ほどあるが、適切な管理をする手順、情報の管理を6月までにまとめる予定になっているとの答弁がありました。

義務規定ということで条文を設けなさいと

ということなのか、すでに条例を設けているからつくるのか、自治体の意思、判断に伴うものなのか、また懲役とはほかの条例でもあるのか、職員であった者、従事していた者とはいつまでをいうのかとの質疑に対し、国においては個人情報保護法、行政機関の所有する情報の保護法がある。平成15年に公布され、平成17年4月1日から施行となっている。住基ネットの稼働により情報が国に集まったり、他市の情報も道に集まったりする。国が決めていても市町村の方に罰則規定がなければ整合性がとれないということと情報を保護するための対策が不十分であるということで、総務省から法律の施行までには個人情報保護条例に罰則規定を設けて強化してほしいとの通達が来ている。各市においては、ほとんどが4月から施行することになると承知している。条例中における罰則規定については、罰金または過料で設けているものはあるが、懲役についてはない。守秘義務は一生継続くものであるとの答弁がありました。

罰則規定に伴い失職につながることで、職員の意思統一、職員への周知をしっかりとやってほしい。また、職員であった者、従事していた者に対してはどのように対応するのかとの質疑に対し、職員個人のセキュリティ対策を強化することと6月の施行に向けて研修会を開催し、徹底していきたい。磁気媒体として情報を不正に出す、偽って情報を引き出すということが今回の罰則の対象となるため、退職した職員についてはこれを適用することは難しいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第18号美唄市長期継続契約を締

結することができる契約を定める条例制定の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

地方自治法と施行令に基づくということだが、どういう表現になっているのか、また義務規定なのか、努力義務なのか、全くの任意なのかとの質疑に対し、地方自治法第234条の3に長期継続契約というものがあり、この条文に新たに「その他政令で定める契約」が追加された。地方自治法施行令第167条の17で、「政令で定める契約」の中身がうたわれている。翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その役務の性格上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約にかかわる事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち、法令で定めるものとする。この部分が施行令として新たに改正された。趣旨としては、こういうことができるということで自治体の判断ということになるとの答弁がありました。

どうしてこういうものができたのか、規制緩和とか自治体の財務事務等の簡素化、スピーディーな事務処理という発想なのか、このことによって長期契約というものは債務負担行為、継続費の設定等で議会が関与してきたものがこの条例を定めることによってなくなってしまうが、その辺の議論はされたのか、またどういった効果が期待できるのかとの質疑に対し、効果としては事務の簡素化が図られる。物品のリース、コピー機、ファックス、自動車についてはリース契約が一般的になってきているので、この部分が拡大されて長期継続ということで国が認めた。これが認められると、現在想定しているのが最長5年とい

うことになっているが、契約は最初の年に契約すれば以降についての契約手続きの省力化につながる。翌年度以降に役務の提供を受ける契約の中に庁舎管理の清掃、警備等の委託関係が含まれる。この部分を長期継続契約で位置づけるとすると、5年という期間の中で発注者側と事業者側がその期間一定の業務が約束されることにつながり、経費の削減が見込まれる。反面、長期にわたって業者が確定することになるため、選定、競争原理から慎重にしなければならないという部分が出てくるとの答弁がありました。

条例が制定されれば、来年の4月からこういう契約をすることになるのかとの質疑に対し、該当するものとしては事務機器等、車のほかに庁舎清掃等の委託がある。美唄市としては、事務機器等のリースについてはことしの4月から実行に移したいと考えているが、庁舎清掃等については年度等の関係もあり、道内各市の状況を調査したところ、釧路市のみが4月実施ということで議会に提案をしている状況で、ほとんどの市が様子を見るという状態。美唄市において実施する際には、他市の状況を見ながら問題点等がないことを確認してから導入したいとの答弁がありました。

次に、議案第19号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

引き上げの理由が昭和56年から据え置いているから変えるということだが、市の予算編成方針で使用料、手数料、負担金等の算定の考え方で負担基準について示されている。こういった視点で、結果としてこの金額になったのかとの質疑に対し、郷土史料館の場合、

光熱水費だけで平成17年度予算で約200万円ぐらいの予算になる。光熱水費だけを対象にして料金を算定すると1,000円ぐらいの料金になってしまうことから、自立推進計画の中でも使用料の算定についての検討がなされているようだが、でき上がるまでにはどうしても同じような施設規模の入館料を参考にしながら料金を設定しなければならないという事情もあり、200円に設定したとの答弁がありました。

施設ごとの見直しはされたのか、基準というものをもって考えなければならないと思うが、今後どのような考え方を持っているのかとの質疑に対し、予算編成方針では施設利用型の建設費は公費負担、運営費の全額が利用者負担か建設費の総額及び運営費の一部は公費負担、その他の運営費は利用者負担のどちらかを基礎にして使用料を考えるのが基本になっているが、具体的な考え方というものが美唄市の場合根拠を持っていないために自立推進計画で説明責任を果たせるものを考えるという状況になっているので、その考え方がある程度示されるまで、全庁的に考え方が示されたときにその金額に近づけていきたいと考えているとの答弁がありました。

推進をする市長部局から方針が示されないもので、こうせざるを得ないという受け身ではないのではないか、また使用料改正というものは毎年するものではなく、ある程度のスパンを見通してのものだと思うが、いま入館料を200円にしたら推進期間中料金を上げなくていいという考えなのかとの質疑に対し、全庁的な考え方を持つということで、現在はできるところからという取り組みだった。今回の改正したものが数年続くということでは

なくて、全庁的な考え方が示されたときに算定し直して、スパンの短い中で見直しをして対応していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第20号アルテピアッツァ美唄整備基金条例制定の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

NPO法人に組織化していこうかというような議論がされ出したと聞いているが、そういうことを想定しての基金条例なのか、その受け皿としてのものなのかとの質疑に対し、今後の整備のことを考えると、行政だけでは財政面等での制限等もあることから、民間の活力、資金を導入し、官民一体となって整備を行う手法が望ましいと考えている。修繕や改修、作品購入等の整備のために資金を積み立てるための受け皿として基金を創設するもの。この基金を財源としてNPO法人との共同により、より充実した整備が期待できるものと考えているとの答弁がありました。

NPO法人化というものを組織していくと、NPO法人というものがアルテピアッツァに対して管理運営等の委託を進めるのか、作品の購入もやるのか、あくまでもNPO法人はアルテピアッツァの応援団としてNPO法人とは別な基金、独自の受け皿部分なのかとの質疑に対し、現在NPO法人設立に向けて検討を進めてきている。NPO法人設立に向けてNPO法人が将来指定管理者になり得るよう指導、アドバイスをしながら協力してきた。NPO法人が作品を購入するとなると、現段階では難しいと思っている。NPO法人への寄附は、寄附者の税金対策の関係から難しいものがあって、そういう寄附者を受け入れるための受け皿として基金を創設したいと考え

ている。

NPO法人の設立をいつごろに予定しながら準備会が動いているのかとの質疑に対し、NPO法人の設立準備会では、定款づくり、設立目的や事業計画、会員の種類、役員などについて協議をしている。設立の予定は、3月末に総会を開催する予定。4月の早い時期にNPO法人の設立申請、書類に不備がなければ申請後3カ月程度で認可がおりるという状況であるとの答弁がありました。

基金の積み立て目標は立てているのか、また第5条の繰替運用の規定を削除する考えはないのかとの質疑に対して、アルテピアッツァに対しての寄附を受けるということなので、目標金額は設定しないし、繰替運用の規定も抜く考えはないとの答弁がありました。

次に、議案第21号アルテピアッツァ美唄設置条例の一部改正の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

示された使用料というものの基準、理由は、利用実態に即して決めたということだが、算出の根拠についてとの質疑に対し、アートのスペースの使用料については現在4時間2,620円になっているが、利用実態から考えると機材の搬入、会場の準備、リハーサル、本番、機材の撤収を含めると1日占有することとなるため1日単位とするもの。4時間2,620円を1時間に換算すると655円、これに8時間を掛けて5,240円となるが、これを5,000円としたもの。市民ギャラリーの使用料については、平成11年4月に供用開始しており、いままで無料としてきたが、年々利用率が高くなってきた。平成15年の稼働率は年間77%、平成16年の見込みで82%になることから、料金をいた

だこうと考えている。1教室の電気料が400円ぐらいということで500円に設定した。アルテピアッツァの有料化については、もともとこの施設は有料ということで施設をつくっていないため、入館料について検討していきたいと考えていると答弁がありました。

自立の計画でアルテピアッツァの有料化があるが、どこからでも入れるというのが売りであり、美唄としては最大のうりものである。これを有料化することについてどう考えているのかとの質疑に対し、自立推進計画では19年まで検討するとなっているが、時間をかけさせていただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第22号美唄市火災予防条例の一部改正の件について、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

市民生活で具体的に負担を伴うものが出てくるのかとの質疑に対し、美唄管内において合成樹脂類を取り扱っている事業所は10カ所ある。今後貯蔵取り扱いの実態を把握して改正条例が適用されることが必要なのかどうか判断したい。再生資源燃料については、廃棄物固形化燃料等を取り扱っている事業所は確認されていない。今後その把握について十分注意をしてまいりたい。直接市民の方に影響があるというものではないとの答弁がありました。

何がきっかけで法改正になるのかとの質疑に対し、平成15年8月に三重県の多度町のごみ固形化燃料の発電所において発生したごみ固形化燃料の貯槽において爆発火災があり、それが契機となっているとの答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第15号及び議案第17号ないし議案第22号の以上7件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第23号ないし議案第25号の以上3件について、広島民生委員長。

なお、広島議員の委員長報告は自席から行うことといたします。

●民生委員会委員長広島雄偉君 ただいま議題となりました議案第23号美咲市税条例の一部改正の件、議案第24号美咲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第25号美咲市立し尿処理場の使用に関する協定廃止の件の以上3件について、民生委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日、委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第23号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

国民健康保険税の課税限度額引き上げ及び均等割額引き下げに伴う影響額はどの程度かとの質疑に対しては、課税限度額引き上げの影響額は医療分200世帯で200万円、介護分8世帯で8万円の合計208万円となる見込みであります。均等割額引き下げの影響額は、平成17年の平均被保険者数1万2,579人で、377万4,000円の減額となる見込みであります。総体での影響額は169万4,000円の減額となる見込みでありますとの答弁があり、均等割額の引き

下げにより未収金が減るのではないかとの審議に対しては、引き下げ額が少額のため収納率の向上に特につながることは難しいものと考えておりますとの答弁。

資産割は当分の間賦課しないこととされているが、今後の考え方についてはとの質疑に対しては、資産割については平成13年度から当分の間賦課しないこととして条例改正を行っているが、現在国民健康保険運営協議会の中で賦課の時期などを含めご審議いただいており、その結果を受け検討してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、議案第24号の審査における質疑、答弁の主なものを申し上げます。

空知管内9市におけるし尿くみ取り手数料の平均額は71.5円ということだが、他市の状況はどのようになっているのかとの質疑に対しては、最高額が深川市、歌志内市の80円で、このほか芦別市では78円、赤平市では70円などとなっており、最低額が夕張市の44円となっておりますとの答弁。

現在のし尿くみ取り手数料46円を55円とするのは、収集運搬に見合う経費なのかとの質疑に対しては、平成16年度の処理量見込み量は約910万リットルで、これに見合う収入額を4,180万円程度と見込んでおります。このほかに生活保護世帯や公共施設などの減免分があるが、これらを合わせた本来の収入となる基本手数料は4,235万円程度となります。これに対し平成16年度の収集運搬委託料は5,088万1,000円で、基本手数料との差額、いわゆる持ち出し分は853万2,000円となります。これを処理量見込み量910万リットルで割り返すと、し尿処理1リットル当たり0.9円となり、これは

今回提案の10リットル当たり9円となります。この9円を現行料金に加え55円の単価とすると、経費と収入との均衡がとれるということで55円と設定しましたとの答弁がありました。

次に、議案第25号については、質疑がありませんでした。

以上、質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第23号ないし議案第25号の以上3件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第26号ないし議案第28号の以上3件について、矢部経済建設委員長。

●経済建設委員会委員長矢部正義君（登壇）

ただいま議題となりました議案第26号美唄市パークゴルフ場条例制定の件、議案第27号美唄市体験交流施設条例の一部改正の件、議案第28号市道路線の認定及び廃止の件の以上3件について、経済建設委員会の審査の経過並び結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月10日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第26号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

指定管理者制度ですぐできないかとの質疑に対し、パークゴルフ場は新たに造成してつくったので、土地が肥えていない不安な部分があるため、まず直営でやるべきとの判断とした答弁です。

次に、使用料の減免について質疑があり、市の主催する行事などについて検討してまい

りたいとの答弁。

次に、土、日、祝日は1ラウンド500円だが、平日は1日利用できるのか、またシーズン券についての考えはあるのかとの質疑に対し、平日については1日500円で使用できるが、土、日、祝日は利用客が多いため、1ラウンドに限定した。シーズン券は、他市町村において想像以上の利用があったとの声。1回の回数と比べると利益が出ないため、今回は見合わせたとの答弁。

次に、ゆ〜りん館の利用客に対し利用割引対策は考えているのかとの質疑に対し、ゆ〜りん館とパークゴルフ場のパック料金で割引を導入する予定であるとの答弁。

次に、土、日、祝日の1ラウンドの見きわめについて質疑があり、受け付けでリボンかワッペンなどで見分ける予定であるとの答弁。

次に、利用料金の積算根拠について質疑があり、施設管理費については芝の管理の業者委託、土壌改良等全体で1,653万1,000円、歳入の積算の内訳としては1,919万5,625円となり、差額は嘱託職員の給料に回し、1回の利用券を500円と設定したとの答弁。

次に、パークゴルフ場のけがの想定、コース名の愛称について考えているかとの質疑があり、場所によって施設側の不備によるけがの場合は保険に加入している。愛称についてはまだ決まっていないが、それぞれつけていきたいとの答弁。

次に、議案第27号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

使用料の金額を低くし、たくさん利用してもらうことによる改定かとの質疑に対し、ことしから登り窯が稼働することにより、利用

者の方により自由度のある作品をつくっていただきたいということで、1回の金額を低く設定したとの答弁。

次に、平成16年度の使用料収入と17年度見込みについて質疑があり、平成16年度は2月末現在で71万0,750円の収入、17年度予算では歳入で103万5,000円、歳出で280万円、差額は一般会計からの持ち出しであるとの答弁。

次に、登り窯の年間稼働見込みについて質疑があり、年2回くらい考えているとの答弁。

次に、議案第28号の審査における質疑、答弁の主な点を申し上げます。

いま市道となっているが、使われていないことによる廃止かとの質疑に対し、この位置の土取り場の前については何軒かの農家の住宅があったが、最近市街地の方に転移され、地域に住宅関係もない。また、地域の地主の土地利用関係も今後新たに利用される形態が違ってくるので、認定を廃止するとの答弁。

市道を廃止した場合、個人の所有地になると思うが、通行は勝手にしてはいけないということになるかとの質疑に対し、市道の権限はなくなるが、地主の考えで利用ができるとの答弁。

なお、議案第26号について、以下の点について理事者に要望いたします。

1つには、高齢者の介護予防サービスの視点からシーズン券の発行について検討し、元気なお年寄りをつくるよう進められたいと思います。

2つには、土、日、祝日のラウンド制の料金の設定については、他市の状況を見ても余り例を見ないことであり、慎重な配慮が望まれるよう要望いたします。

以上の経過から、議案第26号ないし議案第28号の以上3件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第29号について、川本過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員長。

●過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員会委員長川本政芳君（登壇） ただいま議題となりました議案第29号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件について、過疎地域自立促進市町村計画審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日及び14日の2日間、委員会を招集して審査いたしました。

次に、質疑の主たる点について申し上げます。

1、基本的な事項、2、産業の振興については、過疎地域自立促進計画の前期計画の目的と後期計画の内容はどうなっているかとの質疑に対し、後期計画については過疎地域自立促進特別措置法に基づいて過疎地域の自立促進を図るため作成している。前期計画については、平成10年に作成していますが、17年から21年までの前期計画の実績など、国等から示される方針などを踏まえ、事業等を搭載し後期計画を作成しているとの答弁。

前期計画の進捗状況についてはとの質疑に対して、計画当初106事業、その後追加して111事業になっているが、そのうち95事業に着手した。着手率は85.6%となっているとの答弁。

自立推進計画では、農産物加工施設をつく

って農産物に付加価値をつけて経済効果をはかるとあるが、この計画にはこういうことが記述にないが、17年から5年間でこの事業を展開していくのかとの質疑に対し、17年度から調査を実施したい。調査段階なので、掲載していないとの答弁。

前期計画と後期計画とは余り変化がないように感ずる。前期計画との違った部分を教えてほしいとの質疑に対し、農業の振興では地域水田農業ビジョンを柱において、安全、安心な売れる農産物づくり、担い手生産組織の育成、農村の交流などを具体化する内容となっているとの答弁。

工業の振興では、企業誘致については1社でも来ていただけるように努力したい。産、学、官が連携し、スターダストクラブ、自然エネルギークラブなどの活動は成果を上げている。今後これらの活動を支援していくとの答弁。

商業の振興では、中心市街地基本計画が国に提出する段階まできているので、これを基本に魅力ある商店街づくり、消費者と結びついたコミュニティーづくりを進めていきたいとの答弁。

観光、レクリエーションについては、核となる施設整備が進んでいる。ゆ〜りん館をはじめ体験交流館など整備されているので、美唄の「観光」のすばらしさ、「食」のすばらしさを内外に積極的に情報発信を行っていくとの答弁。

後期計画の策定について、92事業のうちハード事業が中心ながら、時代の流れとしてソフト事業を過疎債の適債事業として考えるものがあるのか、ハード事業ではあるが、結果

としてソフト事業につながっていくものはとの質疑に対し、平成2年の過疎地域活性化措置法の中で、地域を包括する事業として地域の創意工夫を尊重し、産業の振興を図り、ハード事業のみならず、ソフト事業にも広がっており、地域の振興を図るものとされてきたところであります。福祉、芸術、たとえばアルテピアッツァ美唄の設置など設置整備はハード事業であるが、結果としてソフト事業となるものなどを今回計画にのせているとの答弁。

次に、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、4、生活環境の整備では、環境問題について美唄のまちの環境意識のプロジェクト事業を組み立てて過疎適債事業に組み込んでできないかとの質疑に対し、本市においても循環型社会の構築をしていかなければならない。市民の皆さんの意識も環境に対し高くなってきている。庁内においてもプロジェクトを立ち上げ、取り組みをしていく施策を講じたいとの答弁。

公営住宅や古い住宅の現在の状況を踏まえ、今後の考え方についての質疑に対し、公営住宅総合活用ストックを策定し、少子高齢化の状況を踏まえ、将来的な美唄市民の世帯数などを勘案しながら計画を立てていくとの答弁。

次に、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6、医療の確保、7、教育の振興、8、地域文化の振興については、特筆すべき質疑はありませんでした。

次に、9、集落の整備、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項では、旧産炭地域、旧炭鉱住宅地域の中で南美唄地区の集落環境が良好に維持されているというのは、また住

宅の整備の必要性和人口定住対策についての質疑に対し、南美唄地区は住民同士の助け合いの観点から地域での協働の取り組み、冠婚葬祭など生活文化の面で機能を持っている。人口定住対策では、交流人口の施策や公営住宅の整備を進めてきている。高校、短大を卒業後、地元に着定できる施策を進めていくとの答弁。

大規模低温食糧備蓄基地構想の前期計画の取り組みと後期計画ではどのように進めようとしているのか、沼田町はもっと強固な活動を行っているとの質疑に対し、前期での取り組みは地元商工関係者を中心に協議会を設置し、全道組織の協議会と連携を図り取り組んでいる。シンポジウムの開催、PR活動、国や関係省庁に要望を行ってきた。今後は、さらに誘致活動を行っていききたいとの答弁。

集落を維持していくため、子どもの一定の活動ができる施設が必要と考えるがとの質疑に対し、学校施設がそれぞれの地域の拠点施設となるものとする。空き教室の有効利用をできないか今後検討していききたいとの答弁があり、その後総括質疑に入りました。

1、現在の処分場の浸出水の安全管理について。

2、新しい処分場の浸出水の安全管理について。

3、今後のごみ処理のあり方について。

4、交通体系（道路整備促進）について。

5、計画策定経過における庁内の横断的議論及び今後の計画推進の考え方についての質疑、答弁がありました。

以上の経過を踏まえ、結果といたしまして原案のとおり可決すべきものと決定いたしま

した。

何とぞ本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に、議案第30号ないし議案第14号の以上14件について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村孝一君（登壇） ただいま議題となりました予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月15日ないし3月18日、3月22日ないし3月24日の7日間、委員会を招集し、審査いたしました。

まず初めに、議案第30号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第5号）の質疑、答弁の主なものについて申し上げます。

特別交付税を含めた平成16年度一般会計収支見込みについて等の質疑がありました。答弁といたしまして、特別交付税については情報によると3月15日閣議決定で要望額10億7,200万円に対し4,800万円減の10億2,400万円となる見込みでありまして、一般会計における決算見込みは特別交付税額がある程度確保されるめどがついたことから、まだ不確定要素はあるものの大幅な収支不足は回避できるものと考えている。いずれにしても歳入の確保などに努めながら基金の対応も含め収支均衡を図ってまいりたい。なお、市立美唄病院に対する追加支援については、現在のところ難しいと考えている。

また、特定目的基金の繰りかえ運用については、長期的、短期的な運用が考えられ、またペイオフ対策としても必要と考えている。

運用に当たっては、基金の目的を逸脱することのないよう慎重に対応してまいりたい。

次に、議案第31号平成16年度美唄市下水道会計補正予算（第3号）の質疑、答弁の主なものについて申し上げます。

水処理施設の負担率についての質疑があり、答弁といたしまして、全体計画における美唄市の1日最大汚水量は3万5,000立方メートル、石狩川流域下水道の1日最大汚水量は約17万7,000立方メートルであり、これを割り返しますと19.8%が負担率となる。全体事業は5,766万3,000円であり、その内訳として国庫補助金が3分の2、残り3分の1について道が2分の1、市町村が2分の1負担となり、それに負担率を乗じて190万3,000円となる。

なお、議案第32号平成16年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）については、質疑はありませんでした。

次に、議案第4号平成17年度美唄市一般会計予算に対する質疑、答弁についての主なものを申し上げます。

まず、第2款総務費については、北海道電子自治体プラットフォーム構想推進事業の必要性についての質疑があり、答弁として、市民が家庭から税の申告やパスポートの申請、あるいは公共施設の使用申し込みなどを行うための基盤システムのシステム開発を北海道と各市町村が共同で行うもの。

次に、職員の健康管理、メンタルヘルスへの取り組みについての質疑に対し、答弁といたしまして、新年度より管内の精神科のクリニックに依頼し、職員のメンタルヘルスケアについてアドバイスやコンサルタント、研修を行うなど職員メンタルヘルスケア業務を実

施する。

次に、第3款民生費については、応急生活資金貸し付けについての質疑に対しまして、答弁として、連帯保証人は独立の生活を営む方と規定されており、具体的には明記していないが、償還能力のある方が対象になります。

また、市政執行方針の美唄らしい福祉についての質疑に対し、答弁といたしまして、福祉のまちづくりの条例の理念にある市民と協働によるまちづくりであり、市民の力を社会活動で発揮してもらうことが自立した美唄の活性化につながるものと考えている。前市長の福祉のまちづくりの基本的な考え方を継続し、生活者の視点に立った美唄らしい福祉のまちづくりを進めたい。

次に、第4款衛生費については、最終処分場の発注時期、発注方法の質疑に対し、答弁といたしまして、5月中に実施計画等がスタートし、9月には工事に着手したいと考えている。発注方法については、浸出水処理施設や前処理施設については性能発注方式により、埋め立て処分場造成及び搬入道路工事については従来と同様指名競争入札とする発注方式などを検討している。

また、くみ取り手数料の値上げは、くみ取り地域の人々にとっては大きな痛手となり、その考え方についての質疑に対し、答弁といたしまして、収集運搬経費との乖離があり、また下水道料金との格差も広がっている。今後自立を目指す中で負担していただくものについては応分の負担をしていただくという考え方であるが、最小限の改定にとどめたものであります。値上げにより10リットル当たり55円になるが、管内他市の平均が71.5円である。

次に、第5款労働費については、労働福祉対策事務の内容はどのようなものかとの質疑に対し、勤労者福祉施設にかかわる経費で、スキー場の圧雪車及びパトロール室増設等の債務負担を計上したもので、平成17年度支払いですべて終了するとの答弁。

労働団体への補助金のあり方についてどのように考えているかとの質疑に対して、各団体と協議を重ね減額してきており、平成17年度で終了する予定との答弁。

次に、第6款農林費については、農産物高付加価値化調査研究事業の内容と米粉施設についてどのようなものかとの質疑に対し、平成13年度から米粉の利活用拡大、米粉の安定供給をテーマに調査研究してきた。米粉施設については、農協などと協議しているところであり、もう少し時間をいただきたいとの答弁であります。

次に、食の駅調査検討事業について、食の駅とは何か、どのような方法で実施するかとの質疑に対し、地域情報の発信機能や交流促進機能を持つ道の駅を通じて農産物、農産加工品などを消費者などにPRする食の駅の整備に向けて、財源、制度、規模、場所等の検討が必要なために予算計上した。食の駅をまず建設し、加工施設は民間に依頼し、建設、歩道橋は国に要望し、施設個々に取り組めるものから整備することも方法かと考えているとの答弁であります。

次に、第7款商工費については、賑わい創出事業とTMO構想における旧生協店舗の活用についてはどのように考えているかとの質疑に対し、今後どのような活用が可能かどうか、生協も含め商工会議所等と検討していく

との答弁。

次に、総合観光案内板整備事業について、これは看板だと思いますが、どういう事業内容で何カ所、どこへ整備するかとの質疑に対し、ことしはパークゴルフ場、登り窯もオープンすることから、観光施設の案内板を整備することによって観光客に対する案内不足を解消するため整備を行っていくもので、場所につきましては旧スーパーまるびし東明店交差点、東7条北九丁目T字路、野球場交差点、美唄インターチェンジ前の4カ所となっているとの答弁。

次に、第8款土木費については、道路整備における優先順位の決め方をどのようになっているかとの質疑に対し、平成13年、14年に策定した総合交通体系基本計画をもとに生活環境改善道路等を含め43路線について現在継続中の事業や国、道との関連事業、市民要望等を踏まえて優先順位を決定したとの答弁。

工事現場において通行どめ、迂回路の標識が出ていない箇所があるとの質疑に対し、標識の経費は工事費の積算の中に含まれており、標識を設置することになっている。標識を出していない業者には標識を正しく設置するよう今後指導していくとの答弁。

次に、第9款消防費については、分団の統廃合をすると聞いているが、分団のなくなる地域は不安に感じるが、どう考えているかとの質疑に対し、平成17年度に消防団の再編を検討していく。再編により分団がなくなる地域はなく、分団の所轄区域が変わる。なお、現在分団の維持管理に苦慮している分団もあるので、統廃合も含めて検討していくとの答弁でございます。

次に、第10款教育費については、英語教育、福祉教育の充実が市長公約として宣言された。17年度どのように推進されていくのかとの質疑に対し、小学校段階においては英会話というよりも言葉の違う人たちとのふれあいによる体験が重要であり、英語指導助手を有効に活用していくことが必要であると考え、近隣の英語指導助手を集めて昨年実施した「英語で遊ぼう」などに引き続き取り組んでまいりたいと考えている。

また、福祉教育については、総合的な学習の時間で取り組まれている高齢者や障害者とのふれあい体験、介護体験などの活動が広がりを見せていくよう働きかけを行ってまいりたいと考えているとの答弁でございました。

教師用教科書指導書が予算化されているが、ゆとり教育の見直しなど指導要綱の変更などによるものなのかとの質疑に対し、定期的に教科書の採択を行っており、平成17年度が小学校、平成18年度が中学校の教科書変更の時期となっていることから予算化しているものであるとの答弁でありました。

次に、第11款災害復旧費及び第12款公債費については、質疑はありませんでした。

次に、第13款職員費については、職員費で計上されている予算を事業費に振り分け、事業別として明確にすることへの考え方についての質疑に対し、事業別予算として人件費を含めて計上することは事業のトータルコストを把握する上で望ましいものと考えている。このため、より一層わかりやすい予算を目指して今後ともその検討に努めてまいりたいと考えているとの答弁。

嘱託職員、臨時職員の任用について、基準

と採用の考え方についての質疑に対し、正規職員、嘱託職員、臨時職員の任用のあり方については、業務の特性等を踏まえ、必要な人材を確保し、育て、いかすことを人事の基本にして今後検討してまいりたいとの答弁。

次に、第14款諸支出金については、振興公社清算法人等に対する貸付金についてどのようなになっているのかとの質疑に対し、債務負担行為に関する貸付金としては1億0,400万円で、今後財政状況を見ながら計画的に解消していきたい。

また、補償、補てん及び賠償金1,593万円については、振興公社解散に伴う損失補償分であり、平成16年度から10年間で金融機関に償還することになっている。土地開発公社に対する貸付金についても今後財政状況を見ながら計画的に解消していきたいとの答弁。

次に、第15款予備費については、質疑はありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金につきましては、第3表記載の債務負担行為と長期継続契約との関係についての質疑に対し、ここに記載の債務負担行為は長期継続契約との関係はない。公用パソコンとパークゴルフ場草刈り機については、北海道市町村整備資金組合の資金を活用し購入するもので、支払いが後年度にわたるため債務負担行為の策定をするものであるとの答弁。

債務負担行為に伴う支払い繰り延べ額はとの質疑に対し、振興公社清算法人等及び土地開発公社分を合わせ、債務負担行為繰り延べ額は1億2,200万円であるとの答弁。

次に、議案第5号平成17年度美唄市民バス会計について、市民バスの年間修理費は幾ら

かとの質疑に対し、西線で42万円、東線で車検代を含め320万円計上しているとの答弁でございました。

南美唄地区の代替バスに対する住民の要望をどのように取り入れたかの質問に対し、地元から南美唄下地区への乗り入れ、また料金は中央バスと同額にしてほしいとの要望がありましたので、事業者に伝え、そのようになったとの答弁でございました。

市内循環バス運行等についてどんな検討を行ったかとの質問に対し、新川通への乗り入れの検討を行ったほか、今後の交通体系全般をさらに検討するとの答弁でございました。

次に、議案第6号平成17年度美唄市国民健康保険会計予算については、条例改正の限度額の引き上げと均等割の影響についてどのように考えているか、国民健康保険の運営、広域連携及び基金の運用の考え方についてどのように考えているかとの質疑に対し、自治体ごとに事情が違っている。国に対し一元的な制度となるよう訴えている。基金の運用については、高齢化に伴い医療費が高騰しているため、今後協議していくとの答弁でございました。

国民健康保険と保健センターや病院保健活動と連携し、市民の意識改革と健康増進の取り組みが必要ではないかとの質疑に対し、先進地の事例を参考に保健センターと連携し予防に努めたいとの答弁でございました。

次に、議案第7号平成17年度美唄市老人保健会計予算については、質疑はありませんでした。

次に、議案第8号平成17年度美唄市下水道会計予算につきましては、個別合併浄化槽の

今後についてどう考えているか、また残された地区の下水道の整備についてどう考えているか、企業会計に移行する考えはないかとの質疑に対し、合併浄化槽については関係課と協議する。残された地区の下水道の整備については、計画している地区の縮小も含め検討してまいる。企業会計については、今年度は明示できないが、できるだけ早く導入を検討したいとの答弁でございました。

次に、議案第9号平成17年度美唄市土地区画整理事業会計予算については、職員がふえた理由と土地区画整理事業の総額は幾らかとの質疑に対し、事業費の増加により1名増員を予定している。事業の総額は、平成16年度までに90億円、17年度以降は16億円で、合わせて106億円を予定しているとの答弁。

J Rに委託する総額と区画整理事業全体の財源内訳についてはどのようなになっているかとの質疑に対し、全体事業106億円の財源内容は国費33億円、起債45億円、一般会計28億円、J R委託は10億8,000万円を予定しているとの答弁でございました。

次に、議案第10号平成17年度美唄市介護保険会計予算については、介護保険制度の見直しの内容についてはどのようなものかとの質疑に対して、予防重視型システムへの変換、施設給付事業の見直し、保険料段階の見直し、新たなサービスの確定、サービスの質の向上が主な内容となっているとの答弁。

市独自の低所得者に対する支援措置の考え方についてとの質疑に対し、これまで進めてきた制度を踏まえつつ、国の支援制度とあわせて行ってきたが、制度の周知等に一定の経過を経たため、今回廃止するとの答弁でござ

いました。

次に、議案第11号平成17年度美唄市介護サービス事業会計予算については、質疑はありませんでした。

次に、議案第12号平成17年度市立美唄病院事業会計予算については、現実稼働している病床数の数とこれらを勘案した業務予定量となっているのか、医師の体制と職員の意識についての質疑に対し、稼働病床数は一般病棟139床、療養病床45床、業務予定量は各課の医師と相談しながら決定した。現在医師を中心として職員のモチベーションは高まっていると考えているが、医師の絶対数が不足しているので、今後も医師確保に努力するとの答弁でございました。

一般病床の利用率と医療機器の整備の内容についての質疑に対し、一般病床の利用率は64%、医療機器の整備は内視鏡の更新と退院患者のカルテ管理システムの導入を計画しているとの答弁でございました。

次に、議案第13号平成17年度美唄市水道事業会計予算については、美唄市の水道普及率と水道を利用していない市民の水の確保、ダムの取水口の管理、桂沢浄水場であった事故の可能性についての質疑に対して、水道普及率は99.7%、残り0.3%の92戸は地下水または沢水を利用している。取水口の管理は、今後も土現にお願いすることとなる。

また、浄水場の塗装工事に関しては、剥離剤を使用しないので、心配はないと考えているとの答弁でございました。

次に、議案第14号平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算については、質疑はありませんでした。

次に、各会計予算に対する総括質疑では、議案第4号平成17年度美唄市一般会計に対し質疑があり、その主なものは、自立推進元年の留意点について政策決定のあり方、あるべき自立推進計画の質疑に対し、公約の政策化や重要施設の具体化に当たっては、行政手続きを明確にしていくことに努め、現在進めているまちづくり基本条例において、さらに具体化していきたいと考えている。

また、自立推進計画は自立に向けた第一歩を踏み出すものであり、市民と行政が進むべき方向を共有し、合意形成を図りながら着実に推進していくとの答弁でありました。

市長のトップリーダー像、公務執行と選挙公約、マニフェスト等に対する基本理念の考え方の質疑に対し、自治体経営のトップリーダーとして目標や進むべき方向を導くため、指導力を発揮し、職員とは目標を共有し、一緒に仕事をするパートナーとして自治体経営を進める。基本理念と行動規範については、法令の遵守はもちろん対話の行政、住民参加の原則を図り、公平、公正な行政運営に努める。選挙公約については、自立推進の方向性を踏まえ、公約実現に取り組む。ローカルマニフェストについては、有権者がどのような選択をするかという判断をする上で重要なものであり、北海道ローカル・マニフェスト推進ネットワークについては、有権者にわかりやすく、参画しやすい選挙と政治を目指すという趣旨には賛同するため、今後検討していきたいとの答弁でございました。

以上の経過から、議案第4号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第30号ないし議案第32号、議案第5号ないし議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞ本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長中西勇夫君 これより議案第15号ないし議案第22号の以上7件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件ないし議案第22号美唄市火災予防条例の一部改正の件の以上7件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第23号ないし議案第25号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号美唄市税条例の一部改正の件ないし議案第25号美唄市立し尿処理場の使用に関する協定廃止の件の以上3件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第26号ないし議案第28号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号美唄市パークゴルフ場条例制定の件ないし議案第28号市道路線の認定及び廃止の件の以上3件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第29号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号美唄市過疎地域自立促進市町村計画策定の件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第30号ないし議案第32号の以上3件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第5号）ないし議案第32号平成16年度市介護保険会計補正予算（第2号）の以上3件については、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第4号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇）　ただいま議題となりました議案第4号平成17年度美唄市一般会計予算につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。

以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

2005年度の政府予算が3月23日、自民党、公明党の賛成多数で成立しました。2005年度予算で政府与党は、2段階の過酷な増税計画の第一歩を踏み出すことを大きな特徴としています。この予算は、家計の収入が年間で数兆円規模の減少を続けているもとで、大規模な増税路線の皮切りとなる定率減税の半減を組み込んでいます。政府与党は、06年度には定率減税を廃止する予定で、増税総額は3兆3,000億円に上ります。これを含め今後2年間で7兆円もの巨額の負担増を国民に押しつけ、さらに07年度から消費税を2けたに増税することを計画しています。これは、1997年の橋本内閣の失政の二の舞になることは明らかであります。橋本内閣は、消費税増税、医療費値上げ、特別減税の打ち切りにより9兆円の負担増を強行し、日本経済を不況の泥沼にたたき落としました。小泉首相は、企業部門の改善を背景に景気回復が雇用、所得環境の改善を通じて家計部門へ波及すると言ひ、家計の負担をふやしても大丈夫だという認識を持っています。しかし、これは政府自身のリポートによって小泉首相の認識の誤りが明確に示されています。かつては、企業利益がふえれば賃金もふえる相関関係があったが、90年代に相関関係が消え、95年以降はむしろ逆相関が強まっている。このように書いているのは、内閣府の「日本経済2004」です。逆相関とは、企業の利益が伸びても家計の収入が減る関係です。日銀のリポートである「雇用・所得情勢にみる日本経済の現状」によっても、企業が利益をふやしても所得がふえない原因は企業の人件費抑制姿勢にあり、人件費抑制姿勢は今後も根強く残ると分析しています。

家計の収入が減る一方で、負担増によって国民の生活は苦しくなるばかりです。とりわけ高齢者の生活は深刻な影響を受けるのは必然です。これまで税金が天引きされなかった月19万円の年金で、ひとり暮らしのお年寄りの場合、ことし1月からの公的年金等控除の縮小と所得税の老齢者控除の廃止で年5万円も税金が引かれるようになりました。これに続いて、所得税、住民税の増税、介護保険料の値上げなど、次から次へと負担がふえ、年金が目減りしています。暮らしに対する小泉内閣の冷たい姿勢、負担増の無謀さが顕著にあらわれている政府予算であります。

こうした政府の財政政策が地方自治体への地方交付税、臨時財政対策債、国庫支出金の大幅な削減となってあらわれ、地方財政の危機にさらされる大きな要因となっています。こうした状況の中で編成された平成17年度美唄市一般会計予算であります。極めて厳しい財政状況の中で予算編成に携わった理事者、関係職員の並々ならないご苦勞に心から敬意を表するものであります。

本予算案は、桜井市長におかれては最初の予算であると同時に、自立した美唄の実質的な第1年目に当たる予算案でもあります。一般会計の歳入歳出の予算総額は、171億3,027万5,000円となっており、前年比2億8,238万2,000円のマイナスとなっています。歳入の面では、市税が22億1,073万7,000円で、前年比6,043万1,000円のマイナスで、本市においても厳しい不況の波をまともに受け、また地方交付税は71億6,100万円で、前年比3,000万円の減額、臨時財政対策債は3億8,530万円で、前年比1億4,470万円のマイナスとなり、依存財源

に大きく依存している本市にとって極めて厳しい財政状況であります。

一方、歳出の面では、厳しい財政状況を反映して全体として圧縮した内容になっていきます。主なものと見ますと、福祉施策の面では障害者や高齢者に対するさまざまな施策が大きく後退しています。本市は、これまで福祉のまちづくりにさまざまな努力をしてきました。私は、これまで井坂前市長の、いわゆる「北海道一の福祉のまちづくり」に対して不十分な点についての指摘もし、議論もしてきましたが、それでも本市には介護保険制度での低所得者に対する美唄独自の支援策をはじめ、他の自治体にはないさまざまな進んだ福祉施策があると思います。しかし、本予算案には、こうした福祉施策がなし崩しに大きく後退していく内容になっています。自立に向けての厳しい財政であっても、こうした弱者に対する福祉施策の後退は容認できないものであります。福祉切り捨て政策が桜井市長の基本姿勢でないと思いますが、市民の目から見れば社会的弱者に対して冷たい市長だと映るのではないのでしょうか。

基幹産業である農業の分野での施策も乾燥調製施設以外では大きく後退し、基幹産業にふさわしいものとはなっておりません。

また、食の駅については、市の財政を圧迫する懸念があることから、再検討を要するものと思います。

土木費では、道路側溝整備では一定の改善は見られるものの、前年比では1億0,533万円の削減となっており、道路、側溝、住宅、その他の整備のおくれを取り戻す内容ではなく、また除雪体制の不備を改善するには不安があ

ります。

いま緊急に改善が必要なのは、市立美唄病院の財政健全化であります。一般会計の健全化のためには、早急に改善しなければならないと思います。

本予算案は、厳しい財政状況を反映したものではありませんが、全体として見れば基本的には国の進める路線に沿った予算内容であります。ことしは、自立第1年でもあり、また桜井市長におかれましては最初の予算編成であったわけですが、それだけに市政執行に当たっては原点である市民生活をどう守るのか、市民の願いを市政の中にどのようにいかにされるのが重要だと思います。本市の財政状況の厳しさは、国の財政政策によって今後一層厳しくなることが予想されますが、市長は地方自治の本旨を守り、市民生活を守るためにも国や道に対してもはっきりと物を言い、市民本位の姿勢、市民の願いを実現し、住みよい美唄、自立してよかったと言える美唄にしなければならないと思います。そのことを心から期待して討論を終わります。

●議長中西勇夫君 20番林 国夫君。

●20番林 国夫君（登壇） ただいま議題となりました議案第4号平成17年度美唄市一般会計予算につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、原案に賛成であります。

以下、その理由などについて申し上げます。

長引く景気の低迷や雇用の環境の深刻化などによる市税の減少、さらには三位一体改革による地方交付税の減額など、美唄市を取り巻く環境は極めて厳しい財政状況のものであります。自立財源を確保するため、市民負担

を求めざるを得ないという苦渋の選択をしながら、限られた財源のもと内部管理経費の削減、節減や事務事業の見直しなど徹底した歳出の抑制と事務事業の重点化に取り組み、結果として予算総額171億3,027万5,000円を確保され、活力あるまちづくりに向け生活都市基盤の整備や交流推進関連事業など可能な限り取り組んだ姿勢は評価に値するものであります。

そこで、歳出の主要政策の面から特徴的な事業を見てみると、まず第1に、福祉の面において、子育て絵本を送り、子どものきずなの深まりと子どもの言葉と心の発達がはぐくまれるよう支援するブックスタート事業、子育て中の人々が急な病気や残業など緊急時に安心して子どもをサポートできるよう働く人々への仕事と子育ての両立を支援する子育て地域支え合い事業、乳がん検診については発見の精度を高めるため、受診者全員にマンモグラフィの検診を実施し、健康づくりの推進に努める中高年疾病予防事業、また急速に振興する高齢化に対し高齢者ができる限り要介護になることなく、健康で生き生きした生活を送れるよう支援する介護予防事業などの取り組みが見られます。

第2に、環境の面については、宮島沼の保全活用のための啓発及び水質調査、宮島沼の自然環境保全に努めるとともに、環境省が平成17年から2年間で取り組む予定の施設整備についても地元の要望を踏まえ、早期完成を要請するなど積極的な姿勢がうかがわれるものであります。

また、自然環境の保全に配慮した最終処分場の整備に着手するとともに、環境型社会の

構築に向け廃棄物の発生の抑制や再資源化などに取り組むこと。

第3に、交流の面においてはパークゴルフ場を新たにオープンさせるとともに、市外の方々によくわかりやすい観光案内板を整備し、本市の豊かな地域資源をいかした多様な交流の展開を図るとしていること。

また、農産物などをテーマとした地域情報発信機能や地域促進機能を持ち合わせつつ、食の駅の整備に向けて調査研究に取り組まれることや、また児童生徒の主体的な創造性を養うため、総合的な学習の時間における福祉教育の体験学習を支援する子ども夢づくり事業などが挙げられます。

第4に、地域経済の振興の面においても農業においては地場農産物の付加価値を高めるために米の製粉の技術や米粉の需要拡大、普及啓発などの取り組みを進める農産物高付加価値化調査研究事業、消費者に信頼される産地づくりを進めるとともに、触媒や農業体験の受け入れなど、生産者の主体的な取り組みを促し、都市と農村との交流を促進するグリーンツーリズムの促進事業、ハーブを活用した環境に優しい米づくりについて、ハーブ米のブランド化を推進し、生産技術の水準の向上を図るために美唄市開催を支援するハーブフォーラム事業、地域農業の持続的な発展の中核を担う認定農業者や特定農業団体など意欲的な経営体の育成確保を図る地域農業担い手育成推進事業、さらには農業生産法人施設への支援など、地域農業の振興に取り組まれること、商業については中小企業や研究グループが行う技術新製品、その他新たな事業を創出するため、研究開発事業に対し助成する

新産業創出補助事業、中心市街地活性化基本計画及びTMO構想の実現に向けた実験的な取り組みを通して商店街活性化を図る賑わい創出事業、長期にわたる景気低迷や厳しい雇用環境の中、求職者が求職のために受ける各職業訓練受講料を助成する求職者職業能力開発支援事業を実施するとともに、地域産業の特性をいかした自立的な、内発的な産業振興に向けて農業、商業、観光、それぞれの地元産業間の連携と強化を一層強めるための取り組みを進め、地域経済活性化を図る姿勢がうかがわれます。

最後に、国、地方を通じ財政状況はますます厳しさを増している中、市内の景気動向に十分注意を払いつつ、地方分権時代に即した自己決定、自己責任による行財政運営に取り組まれ、市民への説明責任を果たされながら、美唄市自立に向け努力されるようご期待をし、討論を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第4号平成17年度美唄市一般会計予算は、委員長報告のとおり決定されま

した。

これより議案第5号ないし議案第14号の以上10件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号平成17年度美唄市民バス会計予算ないし議案第14号平成17年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上10件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第4、議案第35号平成16年度美唄市一般会補正予算（第6号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第35号平成16年度美唄市一般会

計補正予算（第6号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、昨年9月に発生した台風18号に係る災害復旧事業に対し3月18日付で北海道から北海道市町村振興基金の貸付決定があったため、地方債に公共施設等災害復旧債を追加しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これより議案第35号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号平成16年度美唄市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第5、議案第33号財政調整基金使用の件及び日程の第6、議案第34号財政調整基金の一部積立て停止の件の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました議案第33号及び議案第34号について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第33号財政調整基金使用の件

であります。

本件は、市税等の著しい減少により歳入不足に対応するため、議案記載のとおり基金を使用することについて、美唄市財政調整基金条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第34号財政調整基金の一部積立て停止の件であります。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により平成16年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これより議案第33号及び議案第34号の以上2件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号財政調整基金使用の件及び議案第34号財政調整基金の一部積立て停止の件の以上2件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第7、承認第1号総務委員会所管事務調査の件ないし日程

の第10、承認第4号議会運営委員会所管事務調査の件の以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付いたしました承認書のとおり閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中も調査を認めることに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第11、意見書案第1号「食料・農業・農村基本計画」の見直しと「米政策改革」を転換し食の安全・安心による稲作経営を守るための意見書ないし日程の第13、意見書案第3号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書の以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、3番五十嵐 聡君。

●3番五十嵐 聡君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第1号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「食料・農業・農村基本計画」
の見直しと「米政策改革」を
転換し食の安全・安心による
稲作経営を守るための意見書

食料・農業・農村基本法に基づく「基本計画」の見直しが検討されているところですが、最大の課題であった「食料自給率」が一向に引き上がらず、減少傾向にあります。

先の企画部会において「担い手による需要に即した生産」「食品産業との連携強化」「効率的な農地利用」などを強化するとしています。しかし、「担い手」だけに農地を集積しても、生産には限界が出てくることは明らかです。農地を守り、しかも、地力の維持と有効活用のためには、現に農業を生業としている農業者すべてを「担い手」に位置づけていくことこそが自給率引き上げの最大の保障です。

また、今日の国内農産物の消費需要動向から見て、いかに消費を拡大していくかが課題であります。そのためには、消費者の食への信頼を得ることが必要不可欠であり強いては、農業所得安定へとつながることとなります。しかし、担い手経営安定対策においては、平成16年度の発動が困難な状況から、国は17年度に向けて現行制度内での特例措置としての見直しを行うこととしています。

しかし、現状で示されている内容は、担い手が再生産可能な最低所得を補うまでには達せず、不十分なものとなっており、早急な改善が求められます。

一方、食品の安全性や環境への影響などが指摘される中、一般圃場での遺伝子組み替え大豆作付けによる、国民の「食の安全・安心」に対する不信と不安が一段と高まっています。生産者からの積極的な情報発信によって消費者との交流を深め、地産地消をより一層推進しなければなりません。

よって、稲作農家の経営維持と生産者が米政策改革に安心して取り組めるよう、また、消費者の信頼を得るための「食の安全・安心の確立」と真の食料自給率を引き上げるため

に下記事項の実現を強く要望します。

記

1. 機能しない担い手経営安定対策の策定責任を追及しつつ、17年度以降については特例措置と合わせて、現行制度での単年度基準を認めるなどの対策改善を求めると同時に次期制度の創設を視野に、市場動向等による価格低迷の所得の下支え機能とし、生産コストを加味した基準収入とする「新たな経営所得安定対策」（仮称）の早期実現を目指していく。
2. 政府備蓄米は生産費を保障する価格とし、超古米を処分し、直ちに80万トン以上買い入れること。
3. 現行基本計画に基づく、自給率目標45%の達成を早急に行うこと。
4. 品目横断政策への移行は、現行価格支持制度を強化し、輪作体系を維持できる施策にすること。
5. 遺伝子組み替え作物食品の表示義務化と環境汚染への監視強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月25日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第2号について、1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第2号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせてい

たきます。

国立大学授業料の値上げ の中止を求める意見書

政府は、来年度予算で、国立大学の年間授業料の目安となる標準額（現行52万800円）を、今年4月から1万5,000円引き上げ、その分運営交付金を削減しようとしています。

すでに国立大学長でつくる国立大学協会は、値上げは容認できないとする要望を政府に提出し、全国各地の国立大学長の中からも値上げの再考を求める声が上がっています。全日本学生自治会総連合も、学費の値上げを抑えるため、国立大学授業料標準額の据え置き、私立大学経常経費に対する国庫補助増額、無利子奨学金枠や学費免除制度の拡充、大学予算の大幅増額などを求めて運動を広げています。

まさに、大学の学費値上げに反対し、大学予算増額を求める声は全国に急速に広がっています。

高過ぎる学費は、もはや家計負担の限界にきています。初年度納付金（入学料、授業料）は、国立大学で約80万円、私立大学で約130万円です。一方、家計収入は6年連続で下がり、97年と比べて1割以上も減っています。世界でも異常に高い我が国の学費をさらに引き上げることは、国民の生活を一層圧迫し、大学や大学院への進学機会を奪うものです。

文部科学省の中央教育審議会ですえ、これ以上家計に負担をかければ「高等教育を受ける機会を断念する場合が生じ、実質的に学習機会が保障されない恐れがある」と指摘しているほどです。にもかかわらず政府は、国際人権規約（社会権規約）の「高等教育の漸進

的無償化」（第13条第2項C）をいまだに留保しています。こんな国は、日本など3カ国だけです。

欧米では、学費は無償か安価で、奨学金も返還義務のない「給付制」が主流です。日本の高等教育機関の私費負担割合は56.9%で、OECD加盟国30カ国中3番目の高さです。

よって、政府は、至急以下の措置をとるよう要望します。

記

1. 受益者負担主義をやめて、学費の値上げを起こさない予算措置を講じること。
2. 国際人権規約（社会権規約）の「高等教育の漸進的無償化」（第13条第2項C）条項の留保を撤回し、高等教育の家計負担を軽減する方向に踏み出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月25日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 次に、意見書案第3号について、16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君（登壇） ただいま議題となりました意見書案第3号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

発達障害児（者）に対する 支援措置を求める意見書

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群な

ど発達障害への対応が緊急の課題になっています。発達障害は、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があると言われています。

平成16年12月に発達障害者支援法が制定され、本年4月から施行されます。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要です。それには、教育・福祉・保健・就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。

国は、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置するとしていますが、よりきめ細かな支援対策を実施するには市区町村の役割が極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められます。

そのために、下記の項目を早急に実施するよう強く要望します。

記

1. 各市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じること。
2. 発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度（5歳児健診）や就学時健診制度を確立すること。
3. 保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における発達障害児の受け入れと、指導員の養成・配置をすること。
4. 発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。

5. 専門医の養成並びに人材の確保を図ること。

6. 発達障害児（者）への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年3月25日

北海道美唄市議会

なお、提出先は、案文記載のとおりでありますので、何とぞ原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第1号ないし意見書案第3号の以上3件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号「食料・農業・農村基本計画」の見直しと「米政策改革」を転換し食の安全・安心による稲作経営を守るための意見書ないし意見書案第3号発達障害児（者）に対する支援促進を求める意見書の以上3件は、原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第14、決議案第1号美唄市自立推進等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

14番川本政芳君。

●14番川本政芳君（登壇） ただいま議題となりました決議案第1号美唄市自立推進等調

査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市自立推進等調査特別
委員会設置に関する決議
(委員会の設置)

1 本市議会に美唄市自立推進等調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2 本委員会は、美唄市の自立を推進するために必要な調査を行うことを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は、次のとおりとする。

(1) 美唄市自立推進計画について

(2) その他必要な事項について

(委員の定数)

4 本委員会の定数は、22人とする。

(調査期間と閉会中の審査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

平成17年3月25日

美唄市議会

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました決議案第1号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号美唄市自立推進等調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり決定されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました美唄市自立推進等調査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

吉岡文子君、広島雄偉君、五十嵐 聡君、白木優志君、小関勝教君、福庄計夫君、土井敏興君、谷内八重子君、長谷川吉春君、米田良克君、古関充康君、矢部正義君、谷村孝一君、川本政芳君、内馬場克康君、本郷幸治君、吉田 栄君、紫藤政則君、荘司光雄君、林 国夫君、中西勇夫、

長岡正勝君の以上22人の諸君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました22人の諸君を美唄市自立推進等調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成17年第1回美唄市議定会定例会は閉会いたします。

午後4時13分 閉会